



外国人材[※] 活躍促進のための アドバイザーを 無料で派遣します

こんな悩みありませんか？

※外国人材＝外国籍を有する人(資格外活動許可の範囲内で当該事業所に雇用されている人を除く)の他、外国にルーツを持ち日本国籍を有する人をいいます。

お悩みポイント

外国人材の
労務管理について
アドバイスが
欲しい



お悩みポイント

外国人材を雇用
しているけど
どのような支援が
必要か
わからない

お悩みポイント

外国人材に定着
してもらうには
どのような取り組みを
したら良いか
知りたい

お悩みポイント

現在の
外国人材の
受入体制について
アドバイスが
欲しい

社会保険労務士または外国人材雇用・定着支援にかかわるキャリアコンサルタント等が
認定事業所に向けて外国人材の更なる定着・活躍促進並びに就労環境の向上を支援します

1事業所2回までアドバイザーを無料で派遣します(1回につき2時間以内)

※申込多数の場合、申込期間内であっても受付を終了することがございます。ご了承ください。

対象

原則として浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定を目指している浜松市内の事業所

期間

<申込期間>令和4年5月23日(月)~令和5年1月31日(火)
<派遣期間>令和4年6月1日(水)~令和5年2月28日(火)

申込方法

「外国人材活躍促進アドバイザー派遣申請書」を郵送 または メールにてお申込みください。

※申請書は浜松市及び浜松国際交流協会 ●浜松市HP/<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/office/index.html>
ホームページからダウンロードできます ●浜松国際交流協会HP/<https://www.hi-hice.jp/ja/job/fixation-support/adviser/>

▼浜松市HP



提出先
問合せ



「外国人材活躍促進アドバイザー派遣事業」は浜松市より委託を受け、(公財)浜松国際交流協会が運営しています

(公財)浜松国際交流協会 (HICE) TEL.053-458-2170

郵送 〒430-0916 浜松市中区早馬町2-1 クリエイト浜松4F メール job_info@hi-hice.jp

申請書に基づきヒアリングをさせていただきます、派遣の決定を事業所にお知らせします。